

令和6年度
地方教育行政における連携促進事業
自治体間の連携の促進

指導主事の共同設置に向けた調査・研究

福島県柳津町教育委員会・三島町教育委員会

柳津町・三島町の現状

▶ 柳津町

- ▶ 人口 2,909人、面積 175.82km²
- ▶ 主な産業：農林業、観光業
- ▶ 小・中学校の児童生徒数（令和6年5月1日現在）

学校名	児童生徒数（人）
柳津小学校	114
西山小学校	10
会津柳津学園中学校	67

▶ 三島町

- ▶ 人口 1,369人、面積 90.81km²
- ▶ 主な産業：建設業、医療・福祉、農業
- ▶ 小・中学校の児童生徒数（令和6年5月1日現在）

学校名	児童生徒数（人）
三島小学校	43
三島中学校	15

福島県の地図



柳津町と三島町の地図



柳津町・三島町教育委員会の現状

▶ 柳津町教育委員会

- ▶ 学校教育担当は教育長、教育課長、学校教育係（係長1人・係員1人）の4人体制
- ▶ 別途、校長経験者を「学校教育アドバイザー」に委嘱（非常勤特別職）

▶ 三島町教育委員会

- ▶ 学校教育担当は教育長、生涯学習課長、生涯学習係（係長1人・係員1人・会計年度任用職員1人）の5人体制
- ▶ 別途、校長経験者を「学校教育アドバイザー」に委嘱（会計年度任用職員）

▶ 現在行っている両町間の連携体制

- ▶ 学校給食センターの共同運営

開 始：平成30年4月

負担割合：各年度5月1日現在学校基本調査における児童生徒教職員の合計人数
により按分

人事配置：柳津町正規職員 調理員1名

柳津町会計年度任用職員 パート6人 パート月10日程度2人

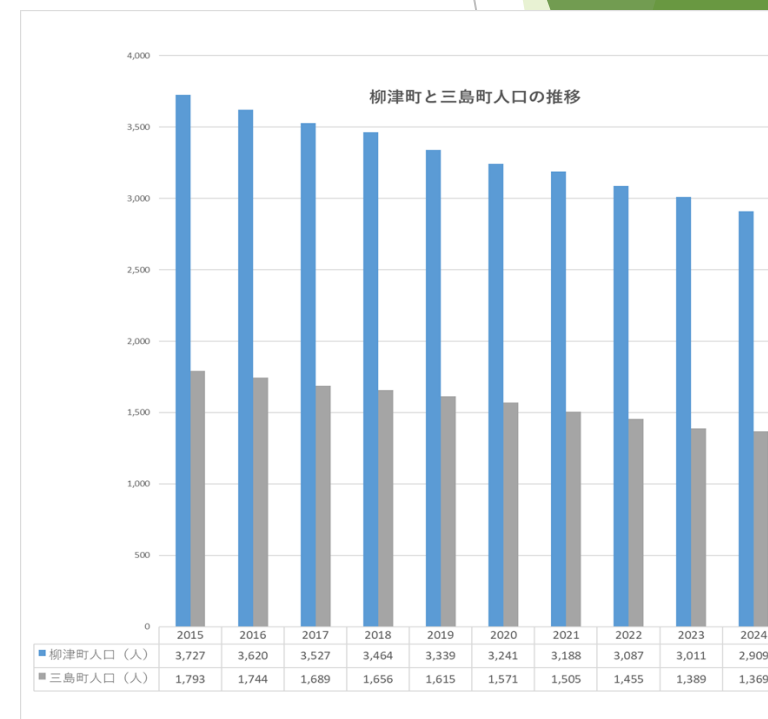
柳津町・三島町の課題

▶ 人口減少について

- ▶ 両町とも、人口減少、少子化対策として、子育て支援や移住・定住施策を重点的に実施しているが歯止めがきかず、都市部との生活水準の格差、雇用水準の低迷などにより、若年層を中心とした人口流出による過疎化が進む一方である。

▶ 財政力の低下について

- ▶ 地方公共団体が標準的な行政活動を行うために必要とされる支出額を、いかに地方交付税などの依存財源に頼らず、一般財源を確保できているか測定する財政力指数は、柳津町では0.19で、三島町では、0.14である。
両町とも、自主財源に乏しく、地方交付税などに依存する財政構造になっている。



本事業を通じて達成すべき成果・目標

- ▶ 両町の教育委員会の連携促進のために、協力できる業務内容・方法などを明確にする。
- ▶ 特に、指導主事の共同配置や職員の事務連携については、具体的な協議や調査研究を行い、課題や期待できる成果などを確認する。
- ▶ 特別支援学級の新設に伴う連携協力等、児童生徒の指導にかかわる具体的な取組の可能性や役割分担などに関する検討を進める。
- ▶ 現在、共同で運営している柳津町・三島町学校給食センターの運営等に関する方針について、職員の役割分担を含め、よりよい在り方も検討する。

⇒ 令和7年度以降の計画を具体化

事業の実施概要

日程	取組内容	場所
令和6年4月30日	委託契約の締結	
令和6年7月5日	第1回地方教育行政における連携促進事業会議	柳津町役場会議室
令和6年7月16日	文部科学省による柳津町・三島町視察	柳津町役場等
令和6年7月30日	北海道更別村ヒアリングに同席	
令和6年8月9日	第2回地方教育行政における連携促進事業会議	三島町町民センター視聴覚室
令和6年10月2日	第3回地方教育行政における連携促進事業会議	柳津町役場会議室
令和6年10月7日～9日	先進地視察研修 ・ 静岡県賀茂地域教育振興センター ・ 南伊豆町立南伊豆中学校 ・ 南伊豆町立南中小学校 ・ 南伊豆町教育委員会	静岡県下田市・南伊豆町
令和6年11月26日	文部科学省との連携促進事業のオンライン協議・報告会	
令和6年12月～令和7年1月	指導主事を独自で配置している近隣自治体への聞き取り	

事業の実施詳細① 両町での連携促進会議

- ▶ 第1回地方教育行政における連携促進事業会議 @柳津町役場会議室
 - ▶ 参加者 柳津町教育委員会：教育長、教育課長、学校教育アドバイザー
三島町教育委員会：教育長、生涯学習課長、学校教育アドバイザー
 - ▶ 議 題 地方教育行政における連携促進事業の事業概要と計画
両町の教育行政における現状と課題
 - ▶ 議論の内容 事業の内容とスケジュールの確認
両町の現状と課題の意見交換

- ▶ 第2回地方教育行政における連携促進事業会議 @三島町町民センター視聴覚室
 - ▶ 参加者 柳津町教育委員会：教育長、教育課長、学校教育アドバイザー
三島町教育委員会：教育長、生涯学習課長、学校教育アドバイザー
 - ▶ 議 題 先進地視察研修について
 - ▶ 議論の内容 研修先の選定
学校給食センターの運営についての意見交換

- ▶ 第3回地方教育行政における連携促進事業会議 @柳津町役場会議室
 - ▶ 参加者 柳津町教育委員会：教育長、教育課長、学校教育アドバイザー
三島町教育委員会：教育長、生涯学習課長、学校教育アドバイザー
 - ▶ 議 題 先進地視察研修について
 - ▶ 議論の内容 視察行程の確認

事業の実施詳細② 先進地視察研修（静岡県賀茂地域）

▶ 視察先概要

県と賀茂地域 1 市 5 町で連携して、賀茂地域全体の指導行政を担う賀茂地域教育振興センターの設置や、複数の市町による指導主事・幼児教育アドバイザーの共同設置を行っている。

▶ 参加者

- ▶ 柳津町教育委員会：教育長、教育課長、学校教育アドバイザー
- ▶ 三島町教育委員会：教育長、生涯学習課長、学校教育アドバイザー

▶ 研修先

- ▶ 賀茂地域教育振興センター
- ▶ 南伊豆町立南伊豆中学校
- ▶ 南伊豆町立南中小学校
- ▶ 南伊豆町教育委員会



事業の実施詳細② 先進地視察研修（静岡県賀茂地域）

▶ 研修日程

- ▶ 令和6年10月7日（月） 15：00～17：00 下田総合庁舎2階第6会議室
 - ▶ 賀茂地域教育振興センターの開所までの経緯と1市5町の連携について
 - ▶ 下田総合庁舎6階の賀茂地域教育振興センター事務所見学
（参加者：南伊豆町教育委員会教育長、賀茂地域教育振興センター長）

- ▶ 令和6年10月8日（火） 9：30～10：25 南伊豆町立南伊豆中学校
 - ▶ 静東教育事務所地域支援課の学校訪問に、1市5町の指導主事が同行するので、その様子を見学
（参加者：南伊豆町教育委員会教育長、賀茂地域教育振興センター長、南伊豆町担当指導主事）

- ▶ 令和6年10月8日（火） 10：40～12：00 南伊豆町立南中小学校
 - ▶ 元指導主事（現小学校長）と町の研修会や校内研修への指導主事の関わり方について意見交換
 - ▶ 授業参観・施設見学
（参加者：南伊豆町教育委員会教育長、賀茂地域教育振興センター長、南伊豆町立南中小学校長）

- ▶ 令和6年10月8日（火） 13：30～15：00 南伊豆町教育委員会
 - ▶ 指導主事の共同設置等に関する連携協約や規約、条例規則、負担金や特別会計予算について
（参加者：南伊豆町教育委員会教育長、同事務局長、賀茂地域教育振興センター長）

事業の実施詳細② 先進地視察研修（静岡県賀茂地域）

▶ 賀茂地域における取組の概要

- ▶ H25年度に「静岡県行財政改革大綱」を策定
⇒市町と県が連携し、「地域全体の行財政運営の効率化・最適化」を目指す
- ▶ 方針を策定
⇒人口減少が著しい賀茂地域において、行政サービスの安定化と効率化を図るため、
賀茂地域1市5町の首長と県で構成された賀茂地域広域連携会議をH27年4月に設立
⇒この会議の下に分野別に専門部会を設置し、課題解決に向けた具体的な取組を協議
→専門部会の1つとして「教育部会」設置
- ▶ H26年度には、静岡県が県内市町村で指導主事未配置の解消を目指して、期間限定（H26～H28年度）に静東教育事務所の指導主事を賀茂地域に派遣
⇒この間、賀茂地域広域連携会議で指導主事の配置について議論
⇒各市町各々で指導主事を配置することは人材的にも財政的にも困難な状況
- ▶ 教育部会の結果として「5町で3人の指導主事を共同設置」することを決定
- ▶ 共同設置に向けて具体的な協議内容
⇒配置形態、連携手法、役割分担、経費負担など

事業の実施詳細② 先進地視察研修（静岡県賀茂地域）

▶ 賀茂地域における取組の概要

- ▶ H29年1月 県及び賀茂1市5町間で連携協約締結
幹事町：南伊豆町（任命や給与支払い等の指導主事に関する庶務を担当）
指導主事の担当地域：①西伊豆町・松崎町②河津町・東伊豆町③南伊豆町

- ▶ H29年2月 賀茂地域教育振興方針策定

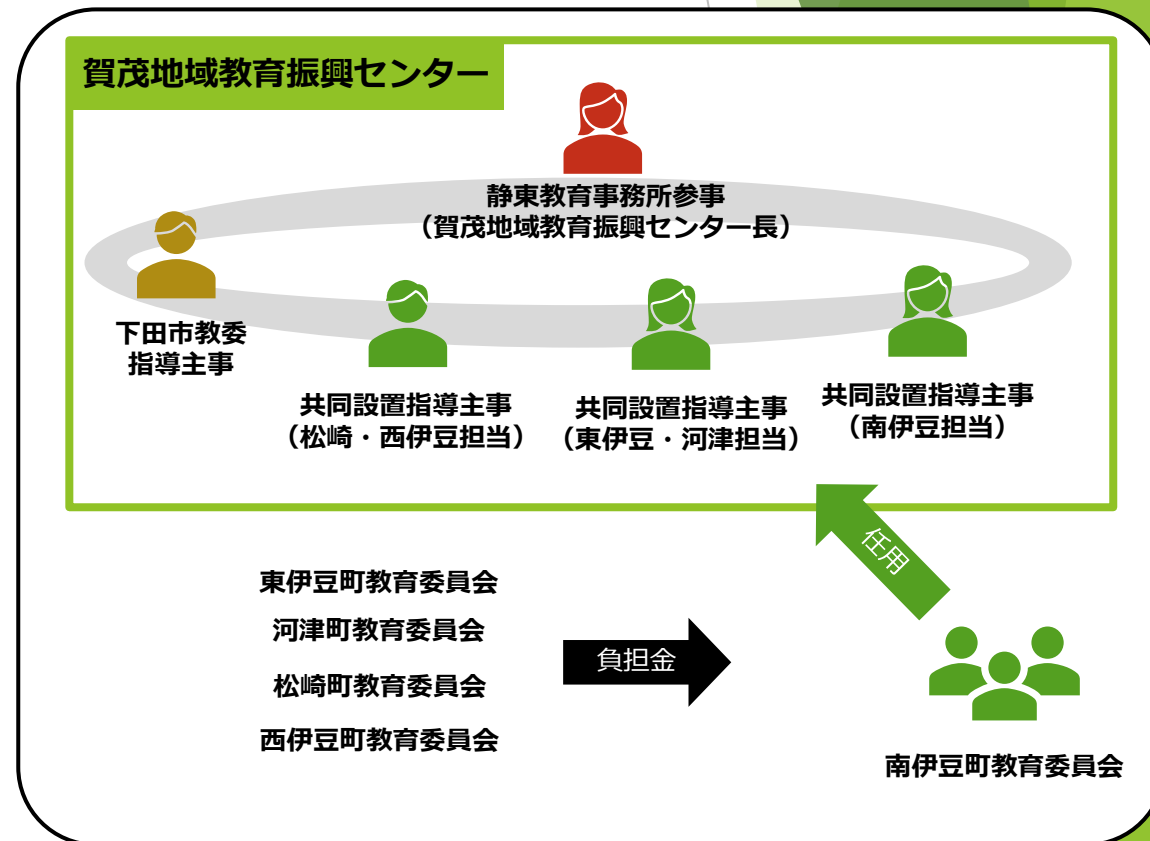
- ▶ H29年4月 静岡県下田総合庁舎6階に
賀茂地域教育振興センター開設
センター長：静東教育事務所の参事（1名）
指導主事：共同設置の指導主事（3名）

▶ 共同設置指導主事の人選

- ▶ 賀茂地区教育長会が担当し基本的に各配当地区から選出
- ▶ 任期：3年（任期満了後、教頭へ推挙）

▶ 人材育成の内容

- ▶ キャリアステージに応じた教職員指導や各学校の研修に関与
- ▶ 静東教育事務所指導主事による学校訪問や参事の人事管理訪問へ同行
- ▶ 学校訪問時の管理職との面談などを通して、学校管理職としての資質を向上



事業の実施詳細② 先進地視察研修（静岡県賀茂地域）

▶ 賀茂地域における取組の成果

▶ 管理職の資質能力向上

指導主事としての経験が、管理職になるための資質能力を向上させる

▶ 教職員の意欲向上

指導主事が教職員向けに研修や学校訪問を行うことで、教職員の意欲を高め、資質・能力を向上させる。また、それがさらに児童生徒の意欲や資質・能力の向上に寄与する

▶ 先進地視察を通じて得た柳津町・三島町の課題

▶ 専門知識不足

両町の教育委員会事務局には、一般行政職を出向させるため、教育行政に関する専門知識が不足している。また、一般職は定期異動があるため、長くても3年程度で他部局へ異動となる

▶ 学校教育アドバイザーへの依存

現在両町とも、町費で教育委員会と学校を繋ぐ役割を果たす「学校教育アドバイザー」を配置しているが、町内の教育の質向上において大きな役割を果たしており、現状、廃止は難しい

▶ 指導主事を共同設置するに当たっての人材確保と財政の問題

町が共同設置を行う場合、県費負担教職員が退職して町職員として採用されるが、町財政当局や議会からの十分な理解を得る必要あり
また給与条件で教職員と比較して不利になった場合には、人材確保も容易ではない

事業の実施詳細② 先進地オンラインヒアリング同席 (更別村・中札内村)

▶ 共同設置の体制の概要

- ▶ 従前から指導主事は配置しておらず、単独で指導主事を設置するのは費用負担が大きかったため、H23から共同設置を行っている。
- ▶ 両村役場は車で10分程度の距離
- ▶ 採用に当たっては、道教委から候補者の連絡があり、両教育委員会で協議する。
- ▶ 任用は幹事村によって行う（割愛）。幹事村は3年間で交代。
- ▶ 給料は現給保障がなされるように処遇する。幹事村から給料を支払い、もう一方の村が負担金を支払う。
- ▶ 両町における勤務時間比は1:1。指導主事も両町バランス良く業務することを心がけている。



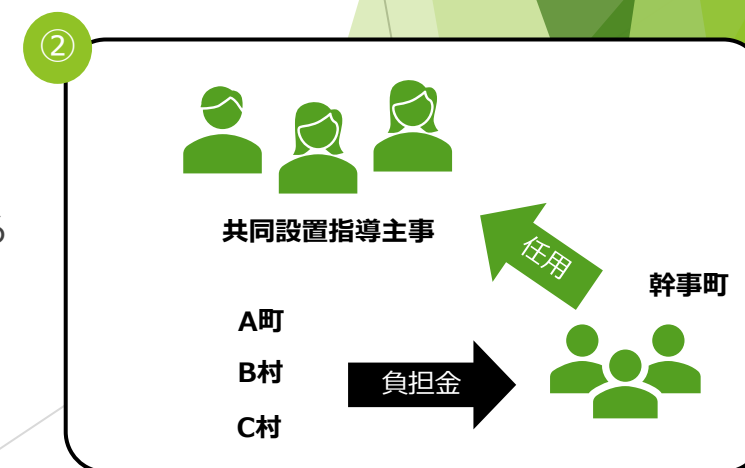
事業の実施詳細②

指導主事を独自で配置している近隣自治体へのヒアリング

- ▶ 会津教育事務所域内 13市町村のうち、指導主事を配置しているのは、2市2町である（令和6年度）。
- ▶ 2市2町はいずれも市町の行政職員として任用しており、市町負担で配置している。
- ▶ A町の例
 - ▶ 令和元年度から町予算で配置。
 - ▶ 福島県教育委員会と町教育委員会が協議し、割愛により配置。
 - ▶ 配置に当たっては、教職員の指導力の向上や学校教育における様々な課題への迅速かつ適切な指導助言を行う指導主事の必要性を首長部局や議会に理解してもらい配置に至る。

成果① 指導主事の共同設置に向けた事例収集

- ▶ 指導主事を配置する効果
 - ▶ 教職員の資質能力向上・学校教育の質改善
 - ▶ 教育委員会事務局における教育行政への専門性の確保
 - ▶ 学校管理職候補の育成
- ▶ 指導主事を配置する上での困難
 - ▶ 町予算を用いて配置する場合、議会の理解が必要
 - ▶ 充て指導主事を活用する場合には、県教育委員会との協議・調整が必要
- ▶ 共同設置の在り方に係る検討
 - ① 柳津町・三島町の2町で1人の指導主事を共同設置する場合
 - ▶ 1町当たりの費用負担は小さい
 - ▶ 二町間の業務分担に工夫が必要
 - ② 柳津町・三島町を含めた複数町で複数人の指導主事を共同設置する場合
 - ▶ 小学校籍・中学校籍を双方配置したり、複数科目を配置したりすることができる
 - ▶ 各指導主事の交通がやや不便となる
 - ③ 教育事務所をより積極的に活用する場合
 - ▶ 教育事務所の指導主事により積極的に学校訪問を要請する



成果② その他の事務の共同実施に関する課題の検討

▶ 学校給食センターの共同運営方針の検討

- ・現状 柳津町の方針に基づき、平成30年以降、町職員による調理員の採用は行っておらず、正規職員1名と会計年度任用職員により運営している。今後、正規職員が定年退職を迎えたとき、学校給食調理業務等を民間事業者へ委託することが想定される。
今後の学校給食センターの運営について、外部へ業務委託をすることができる規定はあるが、まだ、三島町と具体化に向けて協議していない。
- ・課題 他自治体の学校給食センターの運営について調査と情報収集
正規職員の定年退職を見据えた今後の学校給食センターの運営にかかる検討委員会の早期設置
⇒運営方針の検討
委託給食の形態の検討
委託する業務内容の決定
委託する業者の検討や選定

▶ 特別支援学級の連携設置の検討

- ・現状 特別支援学級新設基準1校4人以上であるが、児童生徒数減少している中、「4人」の基準はとても厳しい。
児童生徒の卒業等で廃級となると、次年度の入級希望者（該当者）がいても新設されない。
該当児童生徒や保護者について市、短期間で通常学級か他市町村へ区域外就学かなど意思決定が必要となる。
他市町村へ区域外就学は、遠距離通学となる。⇒児童生徒の通学負担や保護者の送迎負担
- ・課題 2町の特別な教育的支援が必要な児童生徒の早期把握⇒毎年度、教育支援委員会を実施して検討するが判定
までかなりの時間が必要
理想：専門的知識を有する特別支援アドバイザーを設置し、日頃から2町の児童生徒の状況を把握、また、就学前からかわりが
持てるよう母子保健担当部局等との体制づくりが急務
2町で共同で特別支援学級の新設を要請するとしたとき、設置校をどこにするかなど特別支援教育の検討体制づくりが必要

今後の課題・方向性

- ▶ 指導主事の配置に向けた更なる事例研究
 - ▶ 共同設置に向けた更なる事例収集
 - ▶ 町役場内や議会への説明に向けた指導主事配置による効果の整理
 - ▶ 効果的な指導主事配置を行う自治体の事例収集
- ▶ その他の事務の共同実施に向けた検討
 - ▶ 学校給食センターの今後の共同運営方針や体制の検討
 - ▶ 小規模校では新設が難しい特別支援学級の設置や運営方法を検討
 - ▶ 学校行事等の合同開催の可能性調査
 - ▶ 学校施設や町有施設の共同利用可能性調査